

令和 8 年 第 2 回農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第 1 号	1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	R8.2.2	許可
	2	農地法第 3 条の規定による許可申請について	R8.2.2	許可
議案第 2 号	1	農地転用後の事業計画変更承認申請について	R8.2.2	承認（進達）
議案第 3 号	1	業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃借権)	R8.2.2	承認
	2	業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃借権)	R8.2.2	承認
議案第 4 号	1	非農地証明願いについて	R8.2.2	許可
	2	非農地証明願いについて	R8.2.2	許可
報告事項	1	農地法第 1 8 条の規定による合意解約について	R8.2.2	受理

令和8年 第2回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第2回総会
- 2・日時 令和8年2月2日(月) 午後15時00分～15時40分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室
- 4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件
- 議案第2号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 1件
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について 2件
- 議案第4号 非農地証明願いについて 2件
- 報告事項 農地法第18条の規定による合意解約通知について 1件

5・出席者 農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	○	前田 邦彦	4	×	佐藤 春菜	7	○	石橋 哲徳
2	○	田代 修一	5	○	石橋 一也	8(副会長)	○	岩永 嘉之
3	○	池田 美由紀	6	○	林 直司	9(会長)	○	藤 一郎

最適化推進委員

草野 正雄	—	高橋 哲徳	宮西 正弘
西山 英樹	吉永 幸勝	堀 敏彦	岳川 淳彦

農業委員会事務局 江口恵美 坂井資幸 木寺康雄

○農業委員会総会議事録

○事務局

只今から令和8年第2回有田町農業委員会総会を開会いたします。
はじめに 藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

～会長挨拶～

○事務局

ありがとうございました。
只今の出席委員は9名中8名です。
定足数には達しておりますので、総会は成立いたします。
それでは有田町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

○議長（会長）

日程第1議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）
それでは本日の署名委員は、3番（池田 美由紀）委員、5番（石橋 一也）委員によるしくをお願いいたします。
続きまして、日程第2議案第1号農地法第3条の規定による申請1番について議題とします。
事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP1が申請内容で、P2に位置図、P3に航空写真を添付しています。
～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

1月27日に正副会長と事務局、そして○○○委員さんと私とで行きました。この土地は今話がありましたように、申請地の隣接地は申請人の祖父の土地でした。P2の位置図をご覧ください。○○○線で上に行くと○○○地区で下に行くと○○○という位置で、申請地の近くには○○○溜池がありました。申請地は道に面した所で、長さが64・5mで横の方が1.5mくらいの長い細い土地でした。両サイドは、航空写真で見られるように山となっておりましてちょっと日当たりが悪いかなっという形でした。ここを荒らしておくよりも作られた方がいいだろうというふうを確認して来ました。審議の方よろしくをお願いします。

○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○●番委員

今回、譲受人の○○○さんですけども○○○○○○を今作っておられ、規模を拡大していこうと頑張っておられます。今回お話は、お父さんの方が書類を持ってこられ、うちの息子が頑張るけんということでしたのでぜひ頑張っていたきたいと思います。

○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

先ほど説明ありました○○○農家として、お父さんとお爺さんが非常に優秀な農家でありますので、ぜひ頑張っていたきたいと思っています。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号農地法第3条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

出席委員全員賛成により、許可されました。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による申請2番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP4が申請内容で、P5に位置図、P6に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

現地確認が1月27日に正副会長と事務局、○○○委員さんと私の6名で現地確認をしてまいりました。申請地は、P5に位置図でいきますと黒い線が○○○号線で下に向かって○○○○○○方面になり、○○○近くの赤枠の土地です。譲り渡し人は○○○にいらっしゃるという事ですが、現地の方は草刈り管理もなされていて耕せば直ぐに耕作が出来る状態でした。譲り受け人の方も○○○に住所はあるという事ですが、実際は近くの実家に住まわれているという事ですから作ってもらった方がいいじゃないかという風に感じました。ただ、○○○さんが取得された場合に2,460㎡ともなりますので農機具等を揃えないと耕作できないのではないかと思います、その辺はどうなのでしょう。3条となると耕作目的が前提条件になるんでしょうから事務局はどう判断していますか。

○事務局

申請時の農機具に関してはトラクターと管理機は持っているという事でしたので大丈夫だと判断しています。

○●番委員

持っておられれば大丈夫ですね。機械等を持たずになると名義変更目的としか思えませんので。

持っておられれば特に問題ないかと思います。ご審議の方よろしくをお願いします

○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○●番委員

通る時にいつも見ていましたけど、耕作放棄でもない管理だけされているような土地であったと思うんですけど、こういった所で実際耕作していきたいという方が来られるという事はいい事なのかと思います。私自身もリターン者で8年ほど前に○○○からこっちに戻って来て、自分のところの土地も耕作放棄地みたいな所があったんですけども「やってやろう」と思って地元の機械利用組合の機械を貸し出してもらいスムーズに出来ました。ここもそういった機械の貸し出しシステムがあれば田植えや稲刈りも出来るのではないかと思います。

○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

○●番委員

今までは耕作されていたんですか。いつも通るんで荒地ではないように思えたんですが。

○事務局

作付けはされていません。草払いはきちんとされていて農地としての維持は出来ています。

○●番委員

誰かが借りて作っていたという事はないんですね。

○事務局

聞いた話ではそうではなかったですね。

○●番委員

わかりました。

○議長（会長）

他に質問ありませんか。

3条ですので耕作をされるという事で維持管理をしっかりしていただければと思っています。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号農地法第3条の規定による申請2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

出席委員全員賛成により、許可されました。

続きまして、議案第2号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP7が申請内容で、P8に位置図を添付しています。

今回の変更申請は、以前○○○の方で一般住宅を建設されるということで申請され許可を得られていましたが、条件を変更したいということで申請されています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

1月同じく27日正副会長と事務局、○○○委員と私の6人で現地を確認してきましたけど、現地そのものは既に許可が出ていますので説明はしなくてもいいかと思います。ただ、貸与ではなくて所有権移転へと変更するという事で申請をされていますが、その申請人が有田町という形になっていてこの問題は、農業委員会で審議する事なんでしょうか。いわゆる金の貸し借りをどうするかっていうのが基本でしょうから、○○○さんの娘さんに所有権移転でされるとなると農業委員会が絡んでくるかとその点はどうなんですかね。

○事務局

内容的には審議するようなことでもないかもしれませんが、一応この総会を経て県にこの変更申請について進達文書っていうのを付けて、県に申請をします。そこに農業委員会の意見っていう欄があるので、審議を図る必要があります今回議案として提出させていただいています。

○●番委員

問題ないですね。

○議長（会長）

問題はローン会社でしたよね。

○事務局

そうですね。

○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありますか。

○●番委員

ありません。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号の農地転用後の事業計画変更申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

出席全員賛成により、議案第2号農地転用後の事業計画変更承認申請1番については、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして議案第3号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画(案)について申請1番から申請2番までを一括して議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農業委員会の意見を聴取するものです。

申請1番

議案書のP9が申請内容、P10に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請2番

議案書のP11が申請内容、P12に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項既定の要件を満たしていると考えます。

○議長（会長）

説明がおわりました。

現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、事務局にて事前確認されていて問題ないということです。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

申請2番が中途半端な4月から1月となっていますが、何かあったんですか。

○事務局

他に契約があられ末尾を合わせています。その方が次の更新時の際に管理がしやすいからです。

○議長（会長）

○○○君は他にも設定されているという事ね。

○事務局

そうです。

○議長（会長）

わかりました。

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

採決は一括して行います。

議案第3号農用地利用等集積計画（案）申請1番から申請2番について、原案どおり「意見なし」と回答することに賛成の方の挙手を求めます。

出席委員全員賛成により申請1番から申請2番は原案どおり「意見なし」と回答します。

続きまして議案第4号非農地証明願いについて議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP13が申請内容で、P14に位置図、P15に航空写真、P16に現地写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

1月同じく27日正副会長と事務局、○○○委員と私の6人で現地を確認してきました。P14の位置図でいきますと○○○の○○○の近くの○○○が住宅開発をしているところの隣になります。P15の航空写真を見ますと、東の方が○○○が開発しているところで、そこから1.5mくらいブロックを積んでありそのブロックと建屋の状態を見ますと時間が経っている状態と見てきました。そういう状態で田んぼに戻すことはちょっと不可能ではないかと判断いたしました。ただ、○○○在住の○○○さんと隣の○○○さんという関係になるかと思えてこなかったんですが、そこはどうなのでしょう。

○事務局

〇〇〇さんは嫁がれて〇〇〇の方にいらっしゃいます。実家の土地を相続されて所有者になられています。

○●番委員

はい、わかりました。

ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○●番委員

特にないです。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

もう家の中に土地があるという形で、もう敷地内です。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号、非農地証明願い申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

出席委員全員賛成により、事務局にて非農地の通知を作成し、送付することとします。

続きまして、議案第4号非農地証明願い申請2番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP17が申請内容で、P18に位置図、P19に航空写真、P20に現地写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

1月27日正副会長と事務局、〇〇〇委員と私の6人で現地を確認してきました。申請地をP18の位置図でいきますと、〇〇〇号線の〇〇〇の入口に相当するところです。これを航空写真で見ますと先ほど説明がありました通り、赤い部分です。そこは、地目は田にですけど嵩上げされていて道路の高さと同じ高さになってコンクリートで埋められていました。周囲を樹木で囲っており、これをまた元通りに戻すということは到底不可能だというふうに確認してきました。審議の方よろしくをお願いします。

○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○●番委員

特には無いんですけど、〇〇〇さんが3年前に亡くなられて〇〇〇に居られる次男さんの名前になったという事で、この土地は二・三日前から工事されていますよね。

○事務局

入り口として借りられていたみたいですけど、今の新所有者の方と話がうまくつかず返しますということで、ここの入口は全部撤去して閉鎖しますってことでした。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号、非農地証明願申請2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

出席者全員賛成により、事務局にて非農地の通知を作成し送付することといたします。

続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP21が申請内容です。

～資料の読み上げ～

権利関係のものを全て一旦ゼロにしたいという意向ですそういうことで今回この解約をされております以上です。

○議長（会長）

この後はどうされるかですね。

○最適化推進●番委員

この報告事項で、委員の皆さんが挙手しなかった場合はどうするんですか。

○事務局

解約に関しては、本人さん同士の解約の報告事項ですので、この総会でお知らせしているだけです。有効に解約されます。

○最適化推進●番委員

わかりました。

○議長（会長）

他に質問ありませんか。

無いようですね。

以上で、本日の議事事項について全て終了いたしました。その他ございませんか。（なしの声）

無いようですね。

これにて、令和8年第2回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、3月2日（月）の予定です。

総会 15時40分終了